

定 款

社会福祉法人

富 良 野 あ さ ひ 郷

昭和49年	6月22日	厚生省収児第673号にて社会福祉法人北の峯学園の設立認可を受ける。
昭和49年	7月25日	社会福祉法人北の峯学園の設立登記をする。
昭和50年	8月6日	厚生省収児第753号にて社会福祉法人北の峯学園の定款の一部変更認可を受ける。
昭和53年	4月11日	厚生省収児第497号にて社会福祉法人北の峯学園の定款の一部変更認可を受ける。
昭和54年	8月27日	厚生省収児第977号にて社会福祉法人北の峯学園の定款の一部変更認可を受ける。
昭和54年	9月20日	社会福祉法人富良野あさひ郷名称変更登記を終る。
昭和57年	7月2日	厚生省収児第566号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
昭和57年	7月2日	厚生省収児第568号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
昭和62年	8月25日	北海道民総第1158号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成元年	1月13日	北海道社老第57号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部定款変更届け受理される。
平成元年	3月17日	北海道社老第540号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成元年	8月22日	北海道社老第1180号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成元年	11月6日	北海道社老第1793号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成2年	3月19日	北海道社老第2708号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成2年	4月13日	北海道社老第171号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届け受理される。

平成 2年 11月 22日	北海道社老第1960号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 3年 9月 4日	北海道社老第1135号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 3年 10月 25日	北海道社老第1626号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 5年 1月 8日	北海道社老第1760号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届け受理される。
平成 5年 4月 26日	北海道地福第3035-3号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 6年 4月 18日	北海道障福第125号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 6年 9月 5日	北海道地福第3001-191号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 7年 1月 13日	北海道地福第3001-248号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 8年 10月 17日	北海道地福第3013-191号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 9年 3月 28日	北海道地福第3013-284号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 10年 1月 14日	上社会第5642号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 11年 3月 10日	上社会第5861号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 12年 3月 1日	上社会第5623号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 13年 3月 28日	上社会第5599号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成 13年 10月 26日	上社会第5333号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受け

る。

平成14年 5月10日	上社会第5103-5号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成14年12月16日	上社会第5103-15号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成15年 2月18日	上社会第5103-24号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成15年 4月17日	上社会第5049-2号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける
平成15年 8月11日	上社会第5049-18号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成16年 6月 3日	上保社第563号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届について受理される。
平成16年11月 1日	上保社第1464号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成17年 3月23日	上保社第2152号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届について受理される。
平成17年 4月14日	上保社第146号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成18年10月23日	上保社第1836号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成19年 6月14日	上保社第880号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成20年 3月21日	上保社第2726号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成22年 9月29日	上保社第1810号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成22年10月20日	上保社第2151号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成23年12月28日	上保社第3016号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届について受理される。
平成24年 6月11日	上保社第1096号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。
平成24年 8月31日	上保社第1770号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受

ける。

- | | |
|-------------|--|
| 平成25年 5月24日 | 上保社第1233号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。 |
| 平成25年11月29日 | 上保社第3489号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける |
| 平成26年 6月17日 | 上保社第1223号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。 |
| 平成27年 5月25日 | 上保社第1400号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届について受理される。 |
| 平成27年 6月15日 | 上保社第1401号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。 |
| 平成28年 2月 2日 | 上保社第235号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更認可を受ける。 |
| 平成28年11月11日 | 上保社第3427号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届について受理される。 |
| 平成29年 1月13日 | 上保社第4104号にて社会福祉法人富良野あさひ郷の定款の一部変更届について認可を受ける。 |

社会福祉法人 富良野あさひ郷定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (ア) 障害者支援施設の経営
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ウ) 養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (ア) 老人短期入所事業の経営
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ウ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - (エ) 老人デイサービス事業の経営
 - (オ) 老人居宅介護等事業の経営
 - (カ) 一般相談支援事業の経営
 - (キ) 特定相談支援事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人富良野あさひ郷という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道富良野市栄町11番11号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事長が、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任する評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員の報酬は、無報酬とする。ただし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 事業計画及び収支予算
- (11) 臨機の処置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (12) 公益事業に関する重要な事項
- (13) 解散
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の設定）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とすることができる。

（役員を選任）

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員資格）

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任する理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第二三条 理事及び監事に対する報酬は、評議員会にて定める社会福祉法人富良野あさひ郷役員報酬に関する規程に則り支給する。

(職員)

- 第二四条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置く。議長は、その都度理事の互選で定める。

(権限)

- 第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第二七条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道富良野市2063番1、2064番1、同番2、2065番1、同番2、同番3、同番13、2066番1、2067番14、同番15、2071番17、所在の「北の峯学園」園舎敷地 11筆(延面積53,432.47㎡)
- (2) 北海道富良野市本町124番、333番1、同番2、362番2所在の「老人デイサービス事業所」敷地 4筆(延面積931.88㎡)
- (3) 北海道富良野市錦町1360番11所在の障害福祉サービス事業「住居あじさい」敷地1筆(延面積259.36㎡)
- (4) 北海道富良野市錦町1360番10、1160番19所在の障害福祉サービス事業「住居わかば」敷地2筆(延面積376.91㎡)
- (5) 北海道富良野市栄町11番5号、同番12号所在の障害福祉サービス事業「サポート・ステーション栄町」及び障害福祉サービス事業「ライフサポート彩」並びに「法人本部」の敷地2筆(延面積1,583.69㎡)
- (6) 北海道富良野市2067番地14、2071番地17所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建障害者支援施設及び障害福祉サービス事業「北の峯学園」園舎1棟(延面積5,127.96㎡)
- (7) 北海道富良野市2063番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下壱階付平家建「地域交流ホーム」1棟(延面積454.19㎡)
- (8) 北海道富良野市2067番地14所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業「デイセンター芽ぐみ野」園舎1棟(延面積499.36㎡)
- (9) 北海道富良野市2067番地14所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害者支援施設及び障害福祉サービス事業「北の峯学園」生活寮1棟(延面積122.36㎡)
- (10) 北海道富良野市2067番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建障害福祉サービス事業「住居ぽぷら」1棟(延面積233.93㎡)
- (11) 北海道富良野市本町124番地所在の鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建老人デイサービス事業所「デイサービスセンターあさひ郷」1棟(延面積604.12㎡)
- (12) 北海道富良野市錦町1360番地11所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建障害福祉サービス事業「住居あじさい」1棟(延面積116.64㎡)
- (13) 北海道富良野市栄町11番5号、同番12号所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建(延面積695.79㎡)「サポート・ステーション栄町497.97㎡」「ライフサポート彩115.2㎡」「法人本部82.62㎡」
- (14) 北海道富良野市朝日町861番1、1371番3、2319番1、同番2、11254番1所在の「サポート・ステーション栄町出張所」の敷地5筆(延面積761.89㎡)
- (15) 北海道富良野市朝日町861番地1所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(延面積63.19㎡)
- (16) 北海道富良野市朝日町2319番地2、2319番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建(延面積208.92㎡)
- (17) 北海道富良野市錦町1360番地10、1160番地19所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建障害福祉サービス事業「住居わかば」1棟(延面積208.68㎡)
- (18) 北海道富良野市東雲町528番7、530番1、1002番1、1004番3の敷地4筆(延面積12,066.70㎡)
- (19) 北海道富良野市春日町253番197、230の敷地2筆(延面積1,136.36㎡)
- (20) 北海道富良野市東雲町528番地7、1004番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建特別養護老人ホーム「北の峯ハイツ」園舎1棟(延面積6,420.36㎡)
- (21) 北海道空知郡上富良野町緑町3丁目1053番地209所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業「デイサポートかみふらの」1棟(延面積660.00㎡)
- (22) 北海道富良野市春日町253番197所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建認知症対応型共同生活介護事業所「グループホームほがらか」1棟(延面積684.80㎡)
- (23) 北海道富良野市2062番地25所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建障害福祉サービス事業「住居ご

- りょう」1棟（延面積324.81㎡）
- (24) 北海道富良野市2063番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建「北の峯学園作業棟」1棟（延面積185.22㎡）
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三八条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三二条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 特定施設入居者生活介護事業
- (4) 生きがい活動支援通所サービス事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人富良野あさひ郷の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	森 田 藤 八
理 事	日 野 政 史
〃	高 田 忠 男
〃	岡 野 忠 幸
〃	東海林 忠 行
〃	水 間 実
〃	藤 田 正 治
〃	若 宮 繁 門
〃	布 施 幸 夫
〃	宮 川 泰 幸
〃	石 津 富 雄
監 事	大 塚 利 丸
〃	富 山 莊 平

- 2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。